

ジョン・ミラーのイギリス革命解釈

大野 精三郎

I 主題とその意義 本稿の目的は、スコットランド歴史学派のなかで最も卓越したジョン・ミラー(John Millar, 1735—1801)が主著の1つ『イギリスの統治についての歴史的考察』¹⁾で展開したイギリス革命の原因と意義の把握、総じてかれのイギリス革命解釈を通じて、かれの歴史的方法と政治理論の特徴を明らかにすることにある。

一般に、スコットランド歴史学派の特徴がその歴史理論において史的唯物論であり、そのかぎりにおいて現実的・進歩的たり得たところにあるということ、ミラーがこの学派のなかで最も典型的な代表者であるということは、すでに多くの論者によって指摘されたところである。『歴史的考察』はかれの主著のひとつであり、それは、イギリスの国家構造・政治機構がどのようにして野蛮人の群れからでてきたか、これらの諸制度がどのようにつねに同時代の財産の諸形態に対応し私有財産の発展につれて変化したかを示すことを目的としている。そのなかでイギリス革命史は、時期的にいって17世紀のほぼ百年間にかぎられ、全

体の一部に過ぎないようにみえるけれども、内容的には、重要な位置を占めている。というのは、この時期がイギリスの近代社会の端緒を形成しているばかりでなく、かれが、この革命を、絶えず、ヨーロッパ大陸諸国の諸事情と対比・検討しながら、この革命の一般的原因と同時にイギリス固有の特殊な原因を問題にしているからである。さらにまたかれの革命分析は、かれの歴史的方法と重要な関連をもっている。スコットランド歴史学派の重要性と意義についての最初の問題提起者ロイ・パスカル教授は、一方ではこの学派の史的唯物論的見解について高い評価を与えつつ、他方では、同時にこの学派の方法上の欠陥についてつぎのように批判している。「かれらの最も重大な弱点は、社会的進歩の弁証法を無視したことである。財産の発展が政治的諸形態における闘争を生みだすことをつねに過少評価し、しばしば無視する。かれらはくりかえして、財産の変容が、さけられず気づかれぬものであることを強調し、政治的な、諸変化すなわち、政府の諸変化がいやでも応でも気づかれずに、これらの変容の自動的な結果として生じるのだということを述べる。たとえば、アダム・スミスは、封建制のなかから近代社会が成立していく輪廓をえがくにあたって、初期の段階では、主権者たちと諸都市との政治的同盟があるというのだが、しかしこの主題はきえうせて、大体においてかれは貴族たちの権力が徐々に、権力の代りに財産をかれらが望んだために、解体するのだと主張する。こうしてかれは、この輪廓のなかでは、17世紀のイギリス革命をあげることさえせずに、階級闘争がとった政治的諸形態を、意識的に除外しているのである(『グラスゴウ大学講義』42ページ以下、『国富論』Cannan版2版

1) 本書は『ブリテンへのサクソン人の定住からスチュアート家の即位までの、イギリス統治についての歴史的考察』*An historical view of English Government from the settlement of the Saxons in Britain to the accession of the House of Stuart.* と題され、1787年2巻本として刊行された。のちに、これは拡大され、17世紀がとり入れられ、さらに遺稿が加えられ、つきの書名で1803年4巻で刊行された。*An historical view of the English Government, from the settlement of the Saxons in Britain, to the Revolution in 1688: to which are some dissertations connected with the history of the government, from the Revolution to the present time.* かれのイギリス革命論はこの第3巻ではじめて展開された。本稿では1818年刊行の第4版をテクストとして用い、以下 *Historical View* と略記して引用することとした。

1920年第1巻384ページ以下)」²⁾と。パスカル教授の批判は、スコットランド歴史学派が歴史を静態的に把握したにすぎないということである。だが、スミスの弟子であるミラーのイギリス革命の問題はまさに歴史の動態を問題としており、スミスが意識的に除外したといわれる階級闘争がとった政治的諸形態が、まさにとりあげられている。この意味において、ミラーがイギリス革命分析において用いた方法が重要な問題となってくるのである。また、パスカル教授の批判するように、歴史における実践あるいはイデオロギーの無視が、ミラーをふくめたこの学派の特徴であるとすれば、ミラーの政治思想またはかれの急進主義的な政治実践を理解することは、できないであろう。周知のように、イギリス革命は、きわめて複雑な過程をたどった。すなわち、主な経過を具体的に述べれば、1640年代の内戦、1649年の国王の処刑、1653年のクロムウェルのプロテクター制、1660年の王政復古、1688年の名誉革命などの過程があり、これらのなかで、どの局面に力点・重要性をおくかは、革命を問題とする歴史家が、革命の意義をどのように把握するかに、従って、かれらの抱く政治理論の如何によって異ならざるを得ない。いいかえれば、イギリス革命過程の分析は、一定の政治理論ないしはこの過程の分析を通じて得られた政治理論を明らかにしないではおかしい。この意味でミラーのイギリス革命解釈を問題とすることは、かれが革命の意義をどのように把握しているか、従ってかれの政治理論はなんであったかを問うこととなるのである。そしてまたそれによって、明らかにされるかれの政治理論は、かれ自身の政治的実践の意味を明らかにするであろう。かれは18世紀の後半のスコットランドにおいて、政治的な急進主義者として知られていた。かれは国王の権力の増大について反対の意見を表明し、議会改革を主張した。また奴隸貿易反対運動の熱

心な支持者であったし、対フランス干渉のための反革命キャンペーンに反論した。かれは『人民の友の会』(Society of Friend of the People)の会員であって、学生たちはかれの急進的な教えに従わぬようと説められた、といわれている。とすれば、かれの政治的急進主義を支えた政治理論は、かれの革命解釈によって明らかにされるであろう。

以上において、ミラーのイギリス革命解釈を問題にすることは、ヨーロッパ大陸諸国と対比させてのイギリス革命の特異性の把握、かれの唯物論的方法の再検討とかれの政治思想の特徴を明らかにすることを意味し、間接的には、アダム・スミス研究を援護することになるということが明らかとなるであろう。

II ミラーにおける革命の原因と意義の把握

ミラーは、イギリス革命を紛れもなく、封建社会の打倒、すなわち議会と国王とのあいだで戦われた政治闘争として把握しているけれども、かれの革命把握の特徴は、その唯物論的方法のゆえに、その一般的・根本的原因を商工業の広汎な発達から起る「社会の状態における変化」に求めていること、そしてそれが政治権力・機構に及ぼす一般的影響を、全ヨーロッパ的視野から明らかにしつつ、イギリス固有の諸情況を考慮し、革命の特異性とその意義の把握に到達していることである。

ミラーの革命の原因把握において注目される第1点は、イギリス経済における商工業の広汎な発達、とくにイギリス資本主義の農村的性格の指摘である。すなわち数世紀にわたる羊毛生産、およびヘンリー7世の時代にイギリスの東部・南部、ヨークシャ(Yorkshire), ウェイクフィールド(Wakefield), リーズ(Leeds)およびハリファックス(Halifax)の粗毛工業が農村を早くから商品経済にまきこんでいたことである。とくに豊富な石炭と豊富な水源がそれら地方の工業の発展に与って力があった。また、スペインのオランダへの圧制は、16世紀後半、イングランドの最大の羊毛生産地であるウィルトシャ(Wiltshire)およびその近傍の地方に、毛織物およびその精製工業をつくりだした。これらの工業およびそれらから派生した工業は、羅針盤の発明・新大陸の発見など

2) Roy Pascal; "Property and society. The Scottish Historical School of the eighteenth century", *The Modern Quarterly*, Vol. 1, No. 2. 1938. p. 179. この論文は、水田洋教授によって訳出され、同氏訳『国富論』1963年の「訳者解題」のなかに収められている。

の地理上の発見に続いて起ったヨーロッパ貿易の伸張の利益をイングランドが島国であるために独占的に享受し、一段と発展した。製造工業者や商人から成る町や村落の拡大は農業に多くの影響を与えた。借地入たちは、地代を増額することによって長期の借地保有権を獲得し、地主は、商工業と奢侈の増加によって日々の経費がかさんできたので借地人にたいする封建的権威を放棄する代りに、金銭的補償で満足するようになった。この結果イングランドでは16世紀の後半「農民は本源的隸属から解放されたばかりでなく、他の多くの国々ではみられない階級的地位と重要性を高めるに至ったのである」³⁾。ミラーにおいて注目される第2の点は、このような経済の政治への反映、とくに国王および議会の権威さらに両院の相対的重要性への影響である。貨幣・商品経済のいちじるしい普及は、封建制の解体期において農村の地主＝ジェントリと都市の商工業者の代表をもって構成される庶民院(the House of Commons)を確立せしめ、議会の勢力が相対的に強かったイングランドにおいて、国王の絶対的権力をますます弱めた。すなわち国王は、王室費・一般行政費の増加に直面したが、王領地からの収入ではそれを賄うことができなくなっていた。16世紀後半「エリザベス女王は、臣下に課税するより王領地の売却によってその不足を補ったので、ジェームズ1世が即位したときは、国王の世襲財産はいちじるしく減少しており、国王は、ますます議会に依存するようになり、両院のうちでとくに、財政問題をとりあつかう庶民院の地位が高まったのである」⁴⁾。ミラーにおいて注目さるべき第3の点は、国防制度の変化にともなう国王の政治的地位についてである。封建社会の解体にともなって封建的軍役制度が廃止され、傭兵・常備軍制度への移行がみられるが、この変化はヨーロッパ大陸諸国では国王の権威を増大させ、絶対王政を生みだした。しかしイングランドが島国、しかも大部分平坦な土地であり、そこでは政治上の地域的対立傾向が非常に早い時代に克服されていたためイギリスの

王権だけがその時代の絶対王制のなかで常備軍をもつ必要がなかった。この国の国防は海軍に依存するが、海軍兵士は一般職人と同じ独立性をもち、国内の反乱を抑圧するために用いることができなかった。従ってイギリスの王権は軍事的な意味では他の国々におけるよりはるかに弱わかった。

ミラーは革命の根本的原因とイギリスに固有な諸原因とを明らかにしたうえで、革命の過程である議会と国王とのあいだの政治闘争に移っている。そしてかれはジェームズ1世の即位の時代をもって、「商業政治」(the Commercial Government)とよび、商工業の進歩が人民の生活様式と政治状態を変化させるはじまりであると述べ、その政治闘争を3つの時期に区分している。第1の時期を1607年のジェームズ1世の即位から1640年の長期議会まで、第2の時期を長期議会から1642年の内戦の勃発まで、第3の時期を内戦の勃発から1649年のチャールズ1世の処刑までと分けている。そしてその後のクロムウェルのプロテクター制、1660年の王政復古、1688年の名誉革命にそれぞれ独立の章を当てているが、これらの時期のなかでかれが最も力点をおき、革命の意義とかれの政治理論を明らかにしているのは、1620—49年の時期で、上の区分の第1・第2の時期である。

国王対議会の政治闘争の第1の時期を特徴づけるものは、王権にたいして議会が守勢にとどまっていたことであり、この時期の最大の政治的意義をもつ闘争は、1629年の「権利請願(Petition of Right)」による議会の政治的権限の確立をめぐってである。ジェームズ1世と議会との紛争の主要な原因のひとつは、国王の必要から求められた財政問題であった。国王は徳税(Benevolence)を議会によって拒否されたため、関税の賦課、商人および貿易カンパニーへの特権の賦与などによる収入で、その財政危機を切りぬけようとした。紛争の他のひとつは宗教問題であり、かれは、ピュリタン牧師をその職から追放し、カソリック教徒に特別な厚意を示したのである。かれの治世を通じて、議会と衝突するごとに、かれは議員の投獄をもって答えた。1625年、ジェームズ1世を継承したチャールズ1世のもとでも事態は好転しなか

3) *Historical View*, Vol. II, p. 382.

4) *ibid.*, Vol. III, p. 105.

った。1628年、議会は上下両院の討議を経て「権利請願」を採択した。ミラーによれば、権利請願は「最も重要ないくつかの点で王権の公認された制限と人民の争うべからざる権利とを確定した」ところに、その最大の意義がある。すなわち、貢税、徳税または他の課税は、議会の承諾なくしては国王は徴集できないこと、如何なる金銭も負債または徳税の名目で臣下から取りたてざること、法の定める手続によるにあらざれば投獄されざること、個人の自由と財産の保障を明らかにしたことである。

しかしチャールズ1世は「権利請願」にもかかわらず、自らの政策を改めることなく議会の権限を侵しつづけた。国王は、議員の投獄などの手段により、議会の反対を抑え、また、議会をしばしば解散し、ついには議会なしの政治をおこなうに至ったのである。たとえば財政問題において、議会の承認を必要としない課税、有名な船舶税(Ship Money)という方法を用いたのである。船舶税というのは、昔、海岸の都市にたいし船舶建造のため課されていた税であるが、これを全国におよぼすこととした。このため、この課税の合法性が問題となり、1637年には、ジョン・ハンプデン(John Hampden)の支払い拒否事件がおこった。また宗教問題において、礼拝および教会制度の改革を企て、カソリック教の用いる多くの装飾と儀式を導入し、僧侶の上層階級に、絶対的権威を与えるよう教会制度を改めた。そしてこれに反対する側の言論の自由を圧迫したのである。

チャールズは、イングランドの国教会の制度を、スコットランドにも適用しようとした、ついに武力衝突をひきおこした。

議会と国王との闘争は、1640年の終りから第2の新しい段階を迎えた。「これまで議会はまったく防禦的にとどまっていたが、今や議会が攻撃する好機であり、敵対者を武装解除することに努めた。かれらは、破壊された溝を埋め、破壊された要塞を修理するだけでは充分ではなかった。将来の安全を保障するために、憲法のなかでこれまで最も危険にさらされ、無防備であった大小の道を強化し、王権が侵入する最もさし迫った危険と、

思われる特定の条項を処理することが必要であった」⁵⁾と、ミラーはこの段階を特徴づけている。

議会の攻勢は、具体的には第1に、国王の側近、とくにストラフォード(Thomas Wentworth, Earl of Strafford)とロード(William Laud)を排除することからはじまった。次いで41年にかけて「王権の濫用を改革」した。まず、船舶税を不法とする宣言、勅令を発した地方長官およびその税を徴集するために使用された人々の処罰、ハンプデン事件において下された判決の取消、議会の同意なくしておこなわれたトン税およびボンド税についての同様の決定、そして将来にたいしてこの点における議会の専決権を確定するためにこれらの課税は2ヵ月間のみ有効であり、その後短期間のうちに更改されると決定した。また王有林の不当な拡張、立法によって最近廃止された独占、国王の不法な方法による貨幣の獲得、などに反対し、治安判事の誤った・抑圧的判決を非難し、最後に、絶対王政の支配機構である星室庁裁判所(Star-Chamber)および宗教政策の中心であった高等宗教裁判所(High-Commission)を廃止した。また、無議会政治の再現をふせぐために、国王の召集がなくとも少くとも3年に1回は議会が開会さるべきことを定め、また、国王による一方的議会解散を阻止するため、議会自身の決定によらなければ、議会を解散しえないこととした。これを要するに、政治のすべての分野での実効力ある議会主権の確立を計ったのである。

このような議会の攻勢にたいして国王は徒らに手をつかねて敗退したわけではなかった。国王は軍の不満分子と結託して、議会を圧服しようとした。時を同じうしてアイルランドで、カソリック教徒の叛乱が起り、プロテスタント教徒の大虐殺がおこなわれた。この事件はイングランド国内に大きな反響をまきおこし、叛乱の背後には、カソリシズムの復活を企てるチャールズの意図が働いていると疑われた。

議会はさらに進んで国王の道具と堕した国教会

5) *ibid.*, Vol. II, p. 108.

6) *ibid.*, Vol. III, p. 189.

7) *ibid.*, Vol. III, p. 233.

制度そのものを問題とし、主教から世俗的地位を奪うことや国教会そのものの廃止までを含む広汎な改革案を討議した。そして遂に、主教から上院議員の資格を奪ってしまった。国王は、中心となつた議員の逮捕によって議会を圧迫しようとしたが果せず、逆に議会は、進んで軍の指揮権を掌握するため、将校の任命権とそれら将校が軍の行動を議会に説明することを要することを求めた法案を可決し、王権に一大制限を課そうとし、ここに双方が武力によって自己の主張の実現を計ろうとし、内戦が勃発するに至つたのである。

国王対議会の闘争の第3期は、武力衝突によって特徴づけられるが、ミラーはこの内戦の本質を、階級闘争として明確に捉えている。「国王の追随者たちは、おもに貴族とジェントリの上層階級とからなつてゐた。かれらは富と地位とにおいて失うべき多くのものをもつてゐた。すなわち君主制の廃止に続いて起ると予想される無政府状態のなかに、かれらの運命の破滅、その重要さと影響力が消えてしまうと考えていた。他方、国王と貴族に対して敵意をもち、社会の状態における変化によって近年独立の地位にまで向上してきたジェントリの下層および都市の住民たちが、議会の大きな支持者となり、議会が召集した軍の主要な部分を形成していたのである」⁸⁾。

国王対議会の闘争の第3期についてのミラーの分析は、第2期までのそれに比べると生彩を欠いている。かれは内戦が言論の自由、政治についての幾多の貴重な思想を生みだしたことを探り、「自由の熱烈な愛好と痛烈な批判精神」にみちでいるミルトン(John Milton)の政治諸論文と「歴史についての広汎な知識と政治に関して最も自由な見解」を示したジェームズ・ハリントン(James Harrington)の著作をあげているが、議会の動きとその主張については、ほとんど述べていない。わずかにこれまで議会の主力をなしていた長老派の議員が戦死し、また軍籍からおわれ、共和制を目指す独立派が主力になってゆく推移を述べるだけで、これらの主張・政策についてはふれていない。このことは、ミラーが革命の経済的基礎に注

目しながらも謄本保有者(copy holder)がその保有権をかちとることや選挙権の拡大を目指したレヴェラーズの運動を、また貧農的神秘主義のディガーズの運動をみるとことのできなかった弱点に起因するとみてよいであろう。この結果、革命の頂点をなすといわれる1653年の議会、すなわち十分の一税の廃止や衡平法裁判所(Court of Chancery)の廃止も、貧民の救済、法律の全面的改革、土地囲い込みの調査などに乗りだした議会の成果についてはまったくふれていない。

かれが革命の意義を認めたのは、1649年の内戦までの時期、内容的にはとくに「権利請願」と1641年の長期議会の絶対王政の諸機構を破壊した諸政策に尽きるといってよいであろう。この革命の意義の把握は、かれの政治理論、すなわちそれが制限君主制論(limited monarchy)であることを明らかにする。かれは国王と両院制という伝統的な政治体制を疑わなかった。従って内戦までの議会が君主制打倒を目的とせず主要な政治権力が3者に相互に抑制・統制しうるように配分する機構の確立に努力したところに賛成を惜しまなかつたのである。すなわち課税と立法の権限が下院に、最高の裁判権が上院に託され、それら両院に、国王に属する行政権が正しく従属することが政治に欠不可な機構であると考えられていたのである。ミラーの『歴史的考察』は広く、この政治機構がイングランドにおいて基本的には、マグナ・カルタ以後の13世紀に歴史的に成立したことを探り、その目的でもあった。だからその古くからの慣習に従つて17世紀の議会が行動したかぎりにおいて、かれにとって是認さるべきものでもあったのである。

かれは、革命が自動的に生起したとは主張していない。かれは17世紀の下院で活躍した議員たち、とくに長老派の議員の実践に多大の敬意をあらわし、かれらが「まざり気のない・純粹な愛国的原理」に従つて行動したと評価しているが、これはむしろミラーの所属するスコットランド歴史学派の特徴である社会の自律的発展を擁護し、国家の干渉を敵視する立場から把握さるべきだと思われるがいまは立ち入る余裕がない。

8) *ibid.*, Vol. III, p. 295.

内戦は、幾多の曲折を経て、チャールズ1世の処刑をもって終結し、クロムウェルのプロテクター制、王政復古、名誉革命を生みだしてゆくが、われわれは、これらについてのミラーの分析の詳細には立ち入らず、かれの革命の把握、その政治的意義の把握に関するかぎりで、これら事件についてのミラーの特徴を明らかにしよう。

III ミラーにおけるプロテクター制批判と

1660年および1688年の名誉革命の意義 国王を死刑にした独立派が政治権力を握り、国王と上院を廃止し、イギリスは1院制の共和国への方向をたどることになるが、この共和制は軍の反対および共和制という政治組織についての曖昧な観念のため、短命のうちに終わった。そして独立派の議員であり、軍事指導者であるクロムウェルのプロテクター制が成立することになる。プロテクター、国務会議および議会からなるこのプロテクター制をミラーは、議会の構成において代表制を拡張し、ある程度平等化することにおいて一見、共和制への方向をとるもののような紛飾を示しながら本質において軍事的独裁制であると激しく批判する。とくに、叛乱鎮圧のため軍の行政への参与を認めたことに対して、「それは真実において軍事的独裁制、すなわち最も恣意的かつ抑圧的な絶対君主制の1種である」⁹⁾と批判している。こうして1660年の王政復古への動きが必然化される。1660年の意義をミラーはつぎのように要約している。

「王位に復活したチャールズ2世は、なんらの制限または条件なく、王権の範囲を内戦のはじまる以前に回復したと理解された」¹⁰⁾のである。これによって、政治史的にいえば、共和制という政治形態は完全に否定され、国王と上下両院をもつ伝統的な政治形態が復活し、革命の主謀者たちが処罰され、そのかぎりでは革命はなにも生みださなかったように思われる。しかしミラーは、1620—40年の伝統が生きつづけていること、従って王政復古が、内乱以前の国王権力の回復ではなかったことを指摘している。「きわめて早く1662年にチャールズは、礼拝方式統一令にふくまれて

いる罰則を特免する意図を明らかにし、かれは、……王権に内在すると認めた権力を行使できるよう議会の同意を要求した。しかし如何に慎重に述べられ、巧妙に示唆されているにせよ、この目的は国民にまったく好ましいものではなかった。その目的は、曾って国民におどろきを与えた古い琴線にふれるものであったし、内乱を惹き起したローマ教と恣意的権力の恐怖を復活させるものであった。それゆえ両院議会から勧告がなされ、しばらく除外されたのである」¹¹⁾と。またチャールズ2世を継承したジェームズ2世の宗教政策の批判において、ミラーは、かれの政治理論をますますはっきりと明らかにしている。すなわちジェームズ2世が議会から独立し、ローマン・カソリック教を樹立し、かれ自身の絶対権力を打ちたてようとして、カソリック教徒が課されているさまざまの法的制限や罰則を特赦するため国王の権力を行使しようとしたことに対して、ミラーはつきのように権利の請願に立脚した批判をおこなっている。「権利の請願において、特赦の権利はチャールズ1世からその救済がかちとられたいちじるしい不満として明白に述べられており、そのばあい、その権力はイギリス憲法の侵害であると宣言された。権利の請願は、内戦のはじまるまえに法制化され、今まで廢棄されなかつたので、チャールズ2世およびかれの弟(ジェームズ2世一筆者)の時代にも実効力をもっていたのである。この事情から、カソリック教徒を、行政・軍事にわたるすべての官職に就くことを容認するという公然たる目的をもつ頑迷なカソリック教徒であるジェームズによる特赦権の復活は、国民の宗教と自由とを覆えすかの堅い決心の明白な宣言とみなければならない」¹²⁾と。また事実において革命の成果が存続した議会によって国王は追放され、1688年新たにハノーバー王朝を迎えて「名誉革命」がなしとげられる。新らな国王の下で、国王の権限を確定する権利章典(Bill of Right)が1689年制定されたが、それは、ミラーによれば「チャールズ1世の治世に同じような目的で企図された権利

9) *ibid.*, Vol. III, p. 348.

10) *ibid.*, Vol. III, p. 374.

11) *ibid.*, Vol. III, pp. 389—90.

12) *ibid.*, Vol. III, p. 424—5.

の請願の先例に従うものであった」¹³⁾。従って、それは全体として「国王の権力についてなんらの新たな制限をふくむものでなく」¹⁴⁾、章典においても明白に述べられていると同じく、ミラーにとっても、「章典のなかで主張され、要求されたすべての権利と自由とは、この王国の人民の真の、古来からの争うべからざる権利であり、自由であるのである」¹⁵⁾。このようにミラーは、1688年が、基本的には1620—40年代の古い成果を再確認したにすぎないことを明らかにしているが、その新たな意義を、これまでの経験を生かして王権が明白に制限され、制限君主制が名実ともに確立されたことのなかに見いだしている。すなわちウィリアム3世の時代に、王室費および平和時に維持される常備軍の数が法的に規定され、裁判官が王権から完全に独立したこと、そして宗教的寛容が国法上においても認められたことのなかに見いだしているのである。すなわちミラーによれば名誉革命の積極的意義は、制限君主制が法的・制度的に完成されたところにあるのである。

IV 結論 以上、ジョン・ミラーのイギリス革命解釈を、その原因と意義の把握を中心をおき明らかにするとともに、それとの関連からかれの政治思想をも明らかにしようとした。かれの解釈はいくたの限界をもちながらも、その唯物論的方法のゆえに、革命をその経済的基礎のうえに正しく階級的闘争として把える優れた理解を示している。かれがイギリス資本主義の農村的性格とそれへの政治体制への反映、すなわち議会の強力さと王権の弱かったこととを関連させた理解は、その後の革命研究が迂路に入りこんだ歴史からみて、輝かしい業績をなしているように思われる。しかしあれは革命のもつもう1つの重要な側面であるその妥協的性格については明らかにしていない。これは革命勢力の一部をなしたレヴェラーズの運動の無視に基くものであるといつてよいであろう。

革命解釈を通じて明らかとなつたかれの政治理論の特徴は、それが制限君主制論あるいは、混合

制論(mixed government)，いいかえれば立法・司法・行政の3権の分立とその相互抑制機構、すなわち議会、裁判所、国王の権限のあいだでの均衡の確立を求めるところにあると言つてよいであろう。かれはまた、革命における主体的努力、とくに王権の圧力にたいして戦った多数の庶民院議員、たとえばクック(Edward Coke)、ハンプデン(Hampden)、ハイド(Hide)、ピム(Pym)などの実践に注目した。そしてそなばあい議会の側における人民の権利と自由の主張を、自然権にではなく、歴史的権利として明らかにすることがミラーの「歴史的考察」の大きな目的であったのである。これらのこととはかれの政治的実践、スコットランド歴史学派における急進主義の意味を明らかにするのに役だつであろう。

かれは革命以来、行政部門の増大と多額の国債発行による官僚と金融階級との結合にもとづく国王権力のおどろくべき増大を指摘し、1784年のピットとジョージ3世の勝利はイギリス憲法にたいする決定的打撃だとした。しかしこの批判によって、かれは国王権力を廃絶し、共和制を求めたのではなく、イギリス憲法において国王権力の占める部分が、議会のそれとのあいだに、不均衡をひきおこす危険を指摘したことを意味している。

またかれは公平な・より広汎な議会改革の運動を支持したが、普通選挙を主張したのではなかった。国王権力の増大に対抗して、議会権力の確立のための有効な手段たりうるかぎりにおいての議会改革を支持したのである。かれはフランス革命を歓迎し、イギリスの干渉戦争に反対し、危険思想視されたが、それはかれがフランス革命を自由の運動としてみていたことを意味するのであって、すべての階級区分を、軽率かつ無遠慮に廃棄したフランス国民議会に賛成したのではなかった。

これらすべては、ミラーが政治的自由の制度は制限君主制と矛盾なく両立しうること、そのイギリス革命解釈を通じてかれが立憲君主制の熱烈な支持者であったことに照応し、またそれから当然導かれる帰結として理解されることは今や明らかである。

13) *ibid.*, Vol. III, p. 451.

14) *ibid.*, Vol. III, p. 464.

15) *ibid.*, Vol. III, p. 464.